相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市片淵二丁目四三番地、最後の住所長崎県長崎市城山町一一番三〇―八〇三号　被相続人　亡　田中　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

長崎県長崎市金屋町九番三二号ＫＹ中尾ビル二〇三号江崎司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　江崎　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市天水町尾田五六六番地、最後の住所熊本県玉名市天水町尾田八七五番地

被相続人　亡　濵村ミツメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

事務所熊本県玉名市中一六七五番地一

相続財産管理人　司法書士　田中智恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市大貫町一丁目三〇一九番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　富山　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

宮崎県延岡市東本小路一番地八

相続財産管理人　甲斐　雅則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市大字財光寺三四番地、最後の住所宮崎県日向市大字財光寺往還町三四番地　被相続人　亡　浅井　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

宮崎県日向市上町一七番一三号　ＫＹビル

日向法律事務所

相続財産管理人　弁護士　五嶋　俊信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市乙房町三〇五番地イ、最後の住所宮崎県都城市乙房町二六二番地七

被相続人　亡　細山田昌嗣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

宮崎県都城市都北町五六二〇番地一

相続財産管理人　司法書士　野﨑　圭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県沖縄市字美里一五三八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　金城みづえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十日

沖縄県那覇市前島二丁目九番一三号　大城物産ビル一階　弁護士法人天方法律事務所

相続財産管理人　川崎　幸治

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年十月二十日

一、墳墓等所在地　山口県下関市王司神田二丁目、山口県下関市王司神田三丁目

一、墳墓等の名称　神田墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳、中尾峰吉夫婦、氏名不詳　五基

一、改葬を行おうとする者　山口県下関市王司神田三丁目一―六　神田墓地管理組合　組合長　須藤健一郎

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　有限会社名古屋丸八互助会

二、代表者の氏名　清算人　半泊　輿則

三、本店の所在地　愛知県名古屋市中区新栄二丁目一九番五号

営業所及び代理店の名称及び所在地　セントペルラ営業所　愛知県小牧市北外山字桜井七三九―一〇、プレア千種営業所　愛知県名古屋市千種区城山町三丁目一三番地、プレア瑞穂営業所　愛知県名古屋市瑞穂区新開町七番地二六号、プレア小牧営業所　愛知県小牧市東新町一六一、プレア黒川営業所　愛知県名古屋市北区清水四丁目一六番一三号、プレア緑営業所　愛知県名古屋市緑区浦里一丁目一〇番一号

四、許可年月日　昭和四十八年十二月二十七日

五、営業を廃止した年月日　平成二十七年七月三十一日、但しセントペルラ営業所については平成二十一年七月三十一日

六、営業保証金等の金額

営業保証金　金四十万円

前受業務保証金　金十三億円

七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中部経済産業局長に提出して下さい。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十七年十月二十日

愛知県名古屋市中区新栄二丁目一九番五号

有限会社名古屋丸八互助会

清算人　半泊　輿則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二四、二三二、六二七円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十七年十月二十日

東京都目黒区青葉台四丁目七番一号

ビカム株式会社

代表取締役　小野　良一

第10期決算公告

平成27年10月20日

東京都目黒区青葉台4丁目7番1号

ビカム株式会社

代表取締役　小野　良一

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	394,630
	固定資産	78,020
	資産合計	472,650
負債及び純資産の部	流動負債	252,091
	固定負債	36,802
	株主資本	183,757
	資本金	100,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	58,757
	その他利益剰余金	58,757
	（うち当期純利益）	(58,757)
	負債・純資産合計	472,650

第9期決算公告

平成27年10月20日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

東京共同会計事務所内

ポルト株式会社

代表取締役　荒川　真司

貸借対照表の要旨（平成27年7月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,038,714
	合計	1,038,714
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	株主資本	968,714
	資本金	2,070,000
	利益剰余金	△1,101,286
	その他利益剰余金	△1,101,286
	（うち当期純損失）	(131,351)
	合計	1,038,714